

掛金とは

掛金とは、共助会が退職共済規程に定めている共済事業に必要な資金として共済契約者が共助会へ預託するものです。

掛金は、加入者の標準給与月額に 1,000 分の 50 を乗じた額となり、加入者と事業主が半分ずつ負担することになります。

例) 加入者の標準給与月額が 20 万円の場合

$$200,000 \div 1,000 \times 50 = 10,000$$

よって、掛金は 10,000 円

この掛金を加入者と事業主で半分ずつ負担することになり

$$10,000 \div 2 = 5,000$$

よって、掛金の納付額は加入者 5,000 円、事業主 5,000 円